

福井労働局



労働局職員は「働く人のため」に働く
労働分野のフコ集団です

労働局は、各都道府県に設置されている厚生労働省の出先機関です。下部機関には「労働基準監督署」「公共職業安定所(ハローワーク)」があり、働く人のための仕事の確保や労働環境の整備、職業能力の向上、雇用機会の均等確保など、「働く」ことに関連する様々な業務を「地域に密着しながら」総合的・一体的に行っています

福井労働局 組織図

総務部

総務課

職員の人事、給与、福利厚生、予算・決算及び会計等

労働保険徴収室

労働保険(労災保険及び雇用保険)の加入・申告・保険料の納入等

監督課

事業場の監督指導、司法警察事務、法定労働条件の確保等に加え、外国人向けに「外国人労働者相談コーナー」を設置

健康安全課

職場の安全・衛生、クレーンやボイラー等の検査、クレーン運転士等の免許証の交付、職業性疾病対策等

賃金室

最低賃金、最低工賃、賃金制度、賃金統計等

労災補償課

労災保険、被災労働者の労働福祉事業、労災認定等の処分に対する審査請求

職業安定課

職業紹介、職業指導、学卒、雇用保険事業等

職業対策課

高齢者、障害者、外国人の雇用対策、各種助成金等

訓練課

求職者に対する職業訓練等、住居・生活困窮者対策

需給調整事業室

労働者派遣事業、職業紹介事業、労働者供給事業

労働基準部

職業安定部

雇用環境・均等室

局内の総合調整・企画、情報公開、広報や総合的な労働相談、男女雇用機会均等対策、パートタイム労働者の雇用管理改善等

■ 管内の労働基準監督署、公共職業安定所

労働基準監督署

福井/武生/敦賀/大野

労働時間・賃金の支払い等労働条件に関する監督指導、職場の安全衛生、健康管理に関する指導、労災保険の各種給付

公共職業安定所

福井/武生/大野/三国/敦賀/小浜

求職者、求人者に対する職業紹介、雇用保険適用・給付、各種雇用支援等

事務官（共通）

- ハローワーク（公共職業安定所）や労働局職業安定部において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務などを担当します
また、労働局雇用環境・均等部（室）において、働き方改革の推進や、女性の活躍促進に関する企業指導、相談等の業務を担当します（職業安定、人材開発、雇用環境均等行政の部署に配属されます）

事務官（基準）

- 労働基準監督署や労働局において、労災保険給付を行うための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当します（労働基準、雇用環境・均等行政の部署に配属されます）

労働基準監督官

- 労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて事業場（工場や事務所など）に立ち入り、法に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に守っていただくよう必要な指導を行い、労働条件の確保・向上と働く人の安全や健康の確保を図ります
また、不幸にして労働災害に遭われた方に対する労災補償の業務を行います
企業が労働基準関係法令の理解を深め、適正な労働条件の定着を図ることができるよう努めます
- 採用後は原則として福井県内（福井、武生、敦賀、大野）で勤務しますが、採用後3年目と4年目は福井以外の労働局で勤務（全国異動）します
※ 厚生労働本省勤務を希望することも可。その場合4年間本省で勤務し、7年目に福井労働局へ異動



【福井労働局青年部(芝政リレーマラソン会場にて)】

【問い合わせ先】

〒910-8559
福井県福井市春山1丁目1番54号
福井春山合同庁舎14F
福井労働局総務部総務課 人事係
☎ 0776-22-2655



FUKUI Labor Bureau
福井労働局

